

公正取引委員会による出前講座

「消費者セミナー」の御案内

意外かもしれません、公正取引委員会の仕事や**独占禁止法**は、皆さまの生活にも密接に関わっています。「消費者セミナー」では、日頃は事件調査などをしている公正取引委員会の職員が皆さまの町におもむき、シミュレーションゲームなどを交えて分かりやすく御説明します。

また、不当表示などを禁止する**景品表示法**についても、実際に起きた事例を交えて御説明します。

○不当表示の例

レストランのメニューに、牛の成型肉（人工的に牛の生肉、脂身等で形状を整えたもの）を焼いた料理を「ステーキ」と表示。

ステーキ
1,500 円



○シミュレーションゲーム

～仮想電気街における競争～



家電量販店役と消費者役とに分かれ、競争のある市場経済を体験していただきます。

シミュレーションゲームで競争のメリットを体験してみてくださいね。



○参加された方の御感想

- ・独占禁止法は消費者に身近なものではないと思っていたのですが、馴染みのある商品でも問題が起きた実例などを聞いて、興味を持つようになりました。
- ・単に説明を聞くだけではなく、シミュレーションゲームに参加することで、楽しく理解できました。

開催概要・お申込み方法

時 間：60分～90分（平日の10:00～17:00の時間帯において）

講 師：公正取引委員会 職員

定 員：10名～50名程度

その他：費用は無料ですが、会場の御用意を御願いしております。
日頃の勉強会、例会などのテーマにも御活用いただけます。

お申込みや、お問合せは、以下の担当までお電話ください。

公正取引委員会 九州事務所 担当：坂田

電話：092-431-5882（直通）

最近の景品表示法違反事例

< 平成29年2月2日 措置・公表 >

違反事業者…株式会社X en a

対象商品…「VCソープ」と称する石鹼

表示内容…例えば、「※シミを『ビタミン洗顔』で洗い流しませんか?」、「長年の肌悩み、あきらめる前に!」、「それにしても、ビタミンで洗うとは一体!?なんでも、長年しみついた悩みや※1くすみを、洗顔だけで洗い流すというのだ!」、「このビタミン洗顔だからこそ、シミのもとメラニンを含む、古い角質まで洗い流せるんだとか!」等と記載することにより、あたかも、対象商品を使用することによって、シミを解消又は軽減することができるかのように示す表示をしていた。

表示の例



【実際には…】

違反事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

本件は、消費者庁及び公正取引委員会による調査結果を踏まえて措置が採られたものです。